

会 議 録

会議の名称	白岡市介護保険等運営協議会第9回会議
開催日	令和2年12月16日（水）
開催時間	午後1時30分 から 午後3時00分
開催場所	白岡市保健福祉総合センター2階 会議室3・4・5
会長の氏名	山崎 文博
出席者（出席委員） の氏名・出席者数	北村 秀和 木下 健輔 伊藤 昌美 中村 由美子 山崎 文博 林 秀平 吉田 英雄 稲垣 操 柳 章 増田 政史 伊藤 伸一 齋藤 恵生 浅野 悦子 13人
欠席者（欠席委員） の氏名・欠席者数	0人
説明員の職・氏名	高齢介護課主査介護保険管理担当 島村 哲也
事務局職員 の職・氏名	健康福祉部長 神田 信行 高齢介護課長 中山 美佐子 高齢介護課主幹 吉田 恭久 高齢介護課主幹地域支援担当 早津 敦 高齢介護課主査介護認定給付担当 米田 澄恵 高齢介護課主査介護保険管理担当 島村 哲也 高齢介護課主事介護保険管理担当 清水 一貴
その他 会議出席者 の職・氏名	株式会社サーベイリサーチセンター 板倉 丈
会議次第	1 開 会 2 挨拶 3 議 題 (1) 白岡市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について (2) 第8期介護保険料基準額（案）について (3) 地域密着型サービス事業所の指定について (4) その他 4 閉 会
配布資料	・白岡市介護保険等運営協議会第9回会議次第 ・資料番号1 白岡市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案） ・資料番号2 計画（案）の変更箇所について ・資料番号3 委員からの意見 ・資料番号4 市内の介護サービス事業所等の利用状況 ・資料番号5 資料編 ・資料番号6 第8期介護保険料基準額（案）について ・資料番号7 地域密着型サービス事業所の指定について

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
課長	<p>会議出席者に対し謝意を述べ、開会を宣す。 続いて会長より挨拶を願う。</p>
会長	<p>会議出席者に対し謝意を述べ、挨拶を行う。</p>
課長	<p>続いて、委員の出席状況について、出席委員は13名で、白岡市介護保険条例第20条第2項の規定による委員の過半数に達しており、本日の会議成立を報告する。 続いて、資料の確認を行う。 議事進行について、介護保険条例第20条第1項規定により、会長に議長の職を行うよう願う。</p>
会長（議長）	<p>議事を進行する旨宣する。</p> <p>(1) 白岡市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について</p>
議長	<p>「(1) 白岡市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について」を議題とすることを告げ、事務局に説明を求める。</p>
事務局	<p>資料に基づき、説明を行う。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。御意見、御質問、何かございますか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>(2) 第8期介護保険料基準額（案）について</p>
議長	<p>「(2) 第8期介護保険料基準額（案）について」の件を議題とすることを告げ、事務局に説明を求める。</p>
事務局	<p>資料に基づき、説明を行う。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。御意見、御質問、何かございますか。 A委員、何か御意見等ございますでしょうか。</p>
A委員	<p>かなり細かい数字で、丁寧に分析をされていると感じます。全体の人口減、若年層の人口減で負担が高まっていくことを考えていくと、介護保険料そのものが上がっていくのは仕方がないことだろうと考えております。ただ、不安は少しあり、制度が始まった頃から比べるとかなりの増加になっているので、この後もさらに上げ幅が大きくならないよう、推計していただければと考えます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。 B委員、何か御意見等ございますでしょうか。</p>

B委員	<p>資料番号6の3ページ目に、全国及び埼玉県との比較一覧がございました。白岡市は比較的低い保険料の設定になっているということで、いわゆる元気な年寄りの多い市ということだと思っております。</p> <p>介護保険料の設定額を上げるみたいな新聞報道を見て、あまり理解してなかったところがありましたが、今回の説明を聞きまして、よく理解できました。ありがとうございます。</p>
議長	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>C委員、何か御意見等ございますでしょうか。</p>
C委員	<p>資料番号6の案1・案2で分けた理由をお聞かせいただきたいです。もう一つは、案1の補正後被保険者数48,913人を計算すると、基準額が4,926円になるということですが、どのように計算したら、この金額になるのかを御説明お願いします。</p>
事務局	<p>まず、案1と案2で分けた理由でございますが、案1の一番左側の列が現在の第7期介護保険料でございまして、濃い黒い網掛けの2番目である第8段階の合計所得金額が150万円以上200万円未満と記載があるかと思えます。隣の真ん中の第8期介護保険料（案）の列を見ていただいて、それを単純に210万円に変更したものが、この案1でございます。</p> <p>その下も同様でして、一番左側の第7期介護保険料の列になりますが、第9段階は、合計所得金額が200万円以上250万円未満というような記載がございしますが、真ん中の第8期介護保険料（案）の列を見ていただくと、210万円以上250万円未満ということで、200万円というのを単純に国が示した額に合わせて置き換えたものが案1でございます。</p> <p>ただし、案1は国が示した所得金額に単に当てはめただけなので、所得の幅がバラバラになってしまいます。案2の一番右側の国が示す標準的な段階の列の濃い網掛けの第7段階は、合計所得金額が120万円以上から210万円であり、所得の幅が90万円ありますが、当市においてはその第7段階を第7段階・第8段階として2つに分けておりまして、真ん中の第8期介護保険料（案）の列の第7段階のところを120万円以上165万円未満ということにして、先ほどの右側の列の90万円を半分にしたものが案2でございます。第8段階165万円以上210万円未満で、所得の幅が45万円ということで、第7段階・第8段階の所得の幅を足すと、右側の国が示す標準的な段階第7段階と同額の90万円になります。</p> <p>当市における第9段階・第10段階も同じような考え方ですが、その下の、ちょっと薄い網掛けの部分の第11段階は、合計320万円以上360万円未満となっておりますが、案1では、第11段階は合計所得金額が350万円未満で、幅が30万円となり、その下からは、所得の幅が50万円、50万円、50万円、50万円となっております。案2では、この第11段階と第12段階を足して所得の幅が80万円となったところから2で割って、40万円、40万円で振り分けて、第13段階以降は第7期と同じの所得幅50万円とすることで、少し均して設定させていただいたものが案2となっております。</p> <p>それから、補正後被保険者数についてですが、各所得段階毎の推計人数に保険料調整率を掛けて足し上げた数となります。保険料の算出につきましては、資料番号</p>

	<p>6の2ページで、3年間で116億円かかる見込みで、それに第1号被保険者負担率が23%でございますので、それを掛けたものが第1号被保険者の負担分の相当額で約26.7億円という数字になっております。それから、調整交付金、国の交付金ですが、不足分が約4.7億円見込まれています。</p> <p>それらを足し上げて、さらに介護給付費準備基金から、基金を2.7億円取り崩し、予定保険料収納率で割り返しております。さらに、3年間の合計の補正後被保険者数で割り返しますと、資料番号6の5ページの一番上の月額に直すと、基準額4,926円、案2では4,936円になるということでございます。案1と案2で人数が違うのは、その所得の幅を変更したことにより、その所得の幅の間にいる人たちの移動があるからです。また、調整率も掛け直すことになるので、人数に違いがでてきます。人数が多いほうが、費用を割り返しているの額が少なく算出される仕組みになっています。</p> <p>案1のほうが、補正後の被保険者数が多く見込まれるので、案2より10円安くなっています。</p> <p>結果、1人当たりの保険料は、介護保険事業にかかる費用の見込額を3年間の合計の補正後被保険者数で割り返すことにより、1人当たりの保険料の基準額が計算されるというようなことでございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。 C様、今の説明でよろしいですか。</p>
C委員	はい。
議長	<p>そうすると、案1と案2で見ると、どこを境目にするか、平たくしたのかという部分で、基準額が10円違ってくるところだと思っておりますが、どちらがシンプルで納得性が高いかということなのかなというふうに私は理解しております。その他御意見、御質問等ございますでしょうか。 特にないようですので、次の議題へ進めたいと思います。</p> <p>(3) 地域密着型サービス事業所の指定について</p>
議長	さて、議題(3)につきましては、私は関係者となりますので一旦退席させていただき、議題(3)の進行を浅野副会長にお願いしたいと存じます。
副会長（議長）	<p>議事を進行する旨宣する。</p> <p>「(3) 地域密着型サービス事業所の指定について」の件を議題とすることを告げ、事務局に説明を求める。</p>
事務局	資料に基づき、説明を行う。
議長	はい、ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。御意見、御質問等ございましたら承ります。お願いいたします。
D委員	このパンフレットを見ると、見出しに「従来の在宅介護と違う、新しい介護+看

事務局	<p>「介護システム」という見出しがあります。具体的にどのような施設なのでしょう。</p> <p>当市に、この看護小規模多機能型居宅介護というサービスはございませんでした。こちらのサービスにつきましては、訪問看護、訪問介護及び通い・泊りのサービスを一体的に実施する事業所が看護小規模多機能型居宅介護というサービスになりまして、小規模多機能型居宅介護というサービスと、訪問看護を合体した一体的サービスになります。</p> <p>小規模多機能型居宅介護というのが、当市に1つありまして、そのサービスに訪問看護というサービスをくっつけて、一体的に受けられるサービスです。</p> <p>サービス種別としては、比較的新しく創設されたサービスになりまして、これまで当市では1事業所も実施するところがございませんでした。</p> <p>昨年度、公募を実施いたしまして、1社から手が挙がり、社会福祉法人白岡白寿会が建設することになったということでございます。</p>
D委員	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他御意見、御質問等ございますでしょうか。</p> <p>特にないようですので、この議題を終了いたします。残りの議事の進行につきましては、会長にお願いをいたします。準備のため、しばらくお待ちください。</p>
会長（議長）	<p>それでは再開したいと思います。</p> <p>先ほど議題(3)が終了したところですが、議題(2)について、案1と案2でどちらがいいのかという方向性を示したいところがありますので、まだ御指名していない各委員に、御意見を伺いたいと思います。</p> <p>それではE委員、資料6の案1と案2について、どのようにお考えになられますか。</p>
E委員	<p>案2について、不公平感はないのでしょうか。</p> <p>また、最終的にどのように決定されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>介護保険料の決定については白岡市介護保険条例で定められておりますので、白岡市介護保険条例を3月議会に上程しまして決定となります。</p> <p>当協議会につきましては、諮問機関となっておりますので、御意見を踏まえて事務局が介護保険料の案を作りまして、議会に上程させていただきたいと思っております。そのため、率直な意見を言っていただければと思います。</p>
E委員	<p>意見をまとめて、平等にやっていただければと思います。</p>
議長	<p>御意見、ありがとうございました。</p> <p>F委員、御意見いただいてもよろしいでしょうか。</p>
F委員	<p>結局のところ、あまり変わらないようなことだったので、どうかなという感じはしますけれど、ただ、案1と案2でどうかといわれれば、利用者として見てみれば、案2のほうが、目に通るなとか、スラッと受け取りやすいような気はします。</p>

	<p>こっちの方がきれいかなと思います。以上です。</p>
議長	<p>御意見ありがとうございました。 G委員、御意見いただいてもよろしいでしょうか。</p>
G委員	<p>私も案2のほうで、均したほうがいいかなと思います。結局10円の差が出ていますけれども、後々のことを考えると、案2のように均してあげたほうがいいかなと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。 H委員、御意見いただいてもよろしいでしょうか。</p>
H委員	<p>毎回、改定の度に、私もこれをずっと追ってきた一人ですけれども、いつもいつもよく考えていただいているなと思います。 私も案2のほうが、どちらかというところ公平性があるように感じます。高所得の方の負担が少しずつ増えていくかたちで均されているような印象を受けるので、私も案2でよいのではないかと感じました。</p>
議長	<p>御意見ありがとうございました。 D委員、御意見いただいてもよろしいでしょうか。</p>
D委員	<p>やはり、皆様おっしゃるように、この案1と案2の金額的な開きが開き過ぎるのかなという感じがします。 第9段階、10段階に属している人が、比率的にどのくらいいるのかっていうのが問題になるのかなというふうに感じます。以上です。</p>
議長	<p>御意見ありがとうございます。 続きましてI委員、御意見いただいてもよろしいでしょうか。</p>
I委員	<p>看護小規模多機能型について、疑問に思うことがあります。橋のすぐ近くということですが。橋が壊れたとき等で、振動、雑音があると思うんです。夜中であるとより困ると思います。防音対策はされているのでしょうか。 それから、この介護保険料についてですが、これは案2が皆さんに納得できるような案だと思っております。ですから、私は案2で賛成です。このようなかたちでやっていただければ、出すほうとしても、これだけやってくれているんだから、これは出さなきゃならないと納得すると思います。以上です。</p>
議長	<p>御意見ありがとうございました。 J委員、御意見いただいてもよろしいでしょうか。</p>
J委員	<p>金額の差が割合少なく出ますので、やはり案2のほうの方がよろしいんじゃないかなと思っております。</p>
議長	<p>御意見ありがとうございます。 K委員、御意見いただいてもよろしいでしょうか。</p>

K委員	<p>案2でいいとは思いますが。ただ案1の第7段階では、30万円の差があるじゃないですか。このあたりの幅を、もうちょっとだけ狭めることができればいいと思います。この120万円以上210万円未満の間にいる人が多いので、5万円とか10万円ぐらいの差で分けていくと、どうなるのかなと思います。以上です。</p>
議長	<p>御意見ありがとうございます。 先ほど、案1と案2どちらのほうがいいかという御回答をいただいていたなかった、B委員とC委員に再度御意見を伺いたいと思います。B委員はどちらのほうが適当とお感じになりましたでしょうか。</p>
B委員	<p>どちらかを選ぶとすれば、案2でよろしいと思います。別件で質問があるのですが、この案1、案2、ともに白抜きになっている第9段階と第10段階が、他の所得段階の保険料と比べると負担が大きいように感じるのですが、何か理由はありますか。</p>
事務局	<p>はい。それでは事務局からお答えを申し上げます。 当市の介護保険料につきましては、これまでの過去の経緯などもありまして、標準的なものよりも、第6段階以上は高い率で設定されています。そのため、基準額のほうが若干安く抑えられて、低所得者の介護保険料が安くなるようになっています。ですので、例えばちょっと濃い網掛けの部分を見ていただきますと、国の第7段階の調整率は1.30ですが、当市は1.35、1.40に設定されており、また、国の第8段階の調整率は1.50で設定されておりますが、当市は1.60、1.65で設定されています。また同様に、国の第9段階の調整率は1.70で設定されておりますが、当市は1.75からスタートしていくようになっており、国で標準的な段階として定める調整率よりかは高めに設定されています。そのことによって、低所得者の方たちの保険料は逆に抑えられ、負担が軽くなります。</p>
B委員	<p>はい、分かりました。</p>
議長	<p>御意見ありがとうございました。 C委員は、どちらのほうが適当とお感じになりましたでしょうか。</p>
C委員	<p>客観的に見ると、案2のほうの説明しやすく、分かってもらいやすいと思います。また、案2は所得の多い方には多少負担を多くしてもらってもというように見えるので、案2がいいと思います。</p>
議長	<p>御意見ありがとうございます。 あと、A委員からも、どちらのほうが適当か御意見いただければと思います。</p>
A委員	<p>幅ということで考えますと、平準化ということが皆さんよろしいのではないかと思います。所得税も累進課税制ですので、どんどん高くなるというのが、世の中の仕組みですので、そうだとすれば、幅が同じというのはどうかと思いました。先ほどおっしゃったように、説明の仕方、それから根拠の示し方からいえば、何で30万円と60万円なのというよりは、45万円といったほうが納得はされやすいと思</p>

	<p>います。案としては案2のほうがいいと思います。</p> <p>ただ、案1のように、さらに累進課税制を高める意味合いであれば、第11段階以降も、30万円から50万円ではなくて、もう少し幅を設けると、高所得の方の負担は増えますけれども、その分低所得の方の負担が減ると思います。どちらも一理あるという気はします。</p>
議長	<p>御意見ありがとうございました。</p> <p>一通り皆様の御意見をいただきました。ありがとうございます。</p>
事務局	<p>御意見ありがとうございました。参考にして、この先の事業を進めさせていただきたいと思います。</p>
議長	<p>それでは、次の議題に進みたいと思います。</p>
	<p>(4) その他</p>
議長	<p>「(4) その他」の件を議題とすることを告げ、事務局に説明を求める。</p>
事務局	<p>今後の予定の説明を行う。</p>
議長	<p>事務局からの報告事項、連絡事項が終わりましたが、委員の皆様から何かございませんか。</p>
B委員	<p>資料番号1の71ページについてです。前回、意見を出させていただいたんですが、高齢者のシニア元気アップ教室の再開について、御検討の結果はいかがなものですか。これだけコロナが蔓延している状況で、再開できないことは無理もないことだとは思いますが、できるだけ早めに再開をお願いしたいと思います。</p> <p>市内にある民間のトレーニングジムの様子を聞くと、あそこもかなり高齢者が混じっていて、何ら問題がない。で、いわゆるクラスター発生というようなことを懸念するんであるならば、もはやもう蔓延している状況ですから、これは止めようがないんじゃないかというように思います。</p> <p>我々高齢者から考えますと、もう先の時間があまり残っていないわけで、その時間をできるだけ元気アップのために使わせていただきたいです。</p> <p>確かに責任が生じてしまうということはあるでしょうけれども、やり方によっては再開できると思うんです。時間帯を分けるとか、予約制にするとか等をして、ぜひとも再開をお願いしたいと思います。</p> <p>また、資料番号1の83ページにあります交通弱者の移手段、これはのりあい交通のことだと思いますが、希望としましては、循環バスの運行を早めに検討していただきたいと思うんです。</p> <p>高齢者男性の出かける場面がどんどん減っているということを考えますと、やはりのりあい交通で、いわゆるタクシーを呼ぶというかたちではないと思うんです。この辺の実情もぜひお考えいただいて、御検討をお願いしたいと思います。以上です。</p>

様式第3号（第10条関係）

議長	<p>御意見ありがとうございました。 その他、御意見等ございますでしょうか。</p>
I 委員	<p>のりあい交通は、現状でどのくらいの人が利用しているんですか。あまり利用されている方がいないと感じます。もうちょっと良い方法があると思います。 家の前がのりあい交通の停留所ですけど、誰も利用していません。1年間で利用した方を見たことがありません。ここで考えてもいい考えが出ると思います。以上です。</p>
事務局	<p>のりあい交通の利用状況につきましては、把握してなくて、今ここでお答えはできませんけれども、循環バスの時よりも、多少少なかったと思います。しかし、御利用されている方は年々増えてきてはいます。 とはいえ、高齢者の外出の機会が減るといった問題点が出ているということは市でも認識しており、何かいい方法があればということを常に考えています。担当にも、本日いただいた御意見をお伝えさせていただきますので、御了承いただければと思います。 それから、シニア元気アップ教室等の高齢者の運動についてということで、確かに我々もフレイル対策のことを考えますと、実施していきたいという思いはあります。一方で、やはり、運動した場合、呼吸を伴うことや、冬場の乾燥で広がりやすいという状況があるので、担当も一生懸命やり方を工夫してはいますが、これを実施したことで、リスクの高い方の感染が広がることを懸念しております。しかし、フレイル対策の考え方もありますので、ただ単にやらないということではなく、やれる方法を探しながら、模索している状況でございますので、御理解いただければと思います。</p>
議長	<p>質疑がないか委員に諮る。 (質疑なし) 議事全体終了の旨を述べ委員の協力に対し謝し、議長を降る。</p>
課長	<p>円滑な議事進行に謝し、副会長に閉会の挨拶を求める。</p>
副会長	<p>挨拶を行う。</p>
課長	<p>閉会を宣した。</p>
<p>議事のでん末・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。 令和 年 月 日</p>	